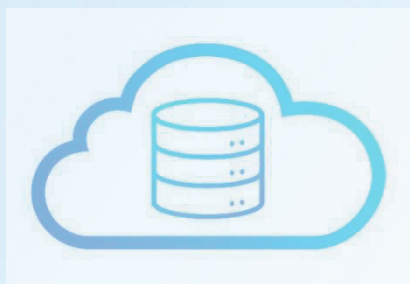


# リース物件の返還時に MDM の管理対象外としてください

MDM(Mobile Device Management)とは、パソコン・モバイル端末等の情報端末をクラウドサービスを通じて一元的に管理・設定・運用することができるシステムです。

リース会社にリース物件を返還いただく際に、MDM の管理対象外としなかった場合、情報消去を行ったとしてもリース物件の再販時に貴社名が表示されるだけでなく、情報漏えい等の事故が発生し、貴社に法的責任やレピュテーションリスクが生じる可能性があります。



MDM サービス



リース物件(情報端末)

- 貴社の情報セキュリティ対策として、リース会社に返還いただくリース物件を MDM の管理対象外(情報端末のアクセス権の削除等)としてください。
- リース会社は MDM 未解除を判別できません。また、データ消去しても設定情報は削除されません。
- MDM の利用有無、情報端末を MDM の管理対象外とする方法は、貴社の情報システム部門または MDM サービスを提供する会社にご確認ください。

## FAQ

Q リース物件をリース会社に返還する際、当社にてデータ消去していますが、MDM で管理されている情報は消去されないのですか。MDM に関する情報消去をリース会社に行ってもらえないのですか。

A MDM の種類によって異なりますが、データ消去をしても MDM の設定情報が削除できない場合があります。MDM サービスは、ユーザーと MDM サービス提供会社との間の契約に基づくものであり、契約当事者ではないリース会社が操作・変更できるものではなく、ユーザーの責任により消去していただく必要があります。



2023 年 6 月  
公益社団法人リース事業協会

リースに関する情報は  
当協会ホームページ  
をご参照ください



- 本パンフレットは 2023 年6月 1 日現在の情報に基づき作成しています。
- 本パンフレットはリース物件の返還に関する一般的な情報を提供する目的で作成したものであり、MDM サービスに関する評価等をする目的ではありません。
- 本パンフレットに記載した内容により、当協会以外の者において法的紛争や損害が生じた場合、当協会は一切の責任を負いません。
- 本パンフレットの著作権は当協会が有します。当協会の会員会社(グループ会社を含みます。)以外の者の無断利用・無断転載を禁止します。